観光庁では，通訳案内士として登録されている皆様の利用促進を目的とした，「通訳案内士登録情報システム」を導入しております。
本システムでは，登録された方が希望すれば，氏名•住所をはじめとした法定登録項目のほか，自己 PR やこれまでの瞕歴など様々な項目を情報公開することが可能です。（公開する項目は登録者本

## 人が選択可能）

つきましては，Web公開に関する意向確認を行いますので，以下の欄にご記入ください。 また，その他の通訳案内士資格をお持ちでしたら，通訳案内士種別•登録地域名•登録番号もご記入ください。
Web公開を希望される場合，そちらの資格についても公開設定をさせていただきます。
通訳案内士種別とは・••通訳案内士•地域限定通訳案内士•特例地域ガイドの 3 種類


## ※ 注意事項

（1）情報公開をするには，後日登録証と同時に渡していただく「通訳案内士登録情報検索サー ビスの使い方（通訳案内士向け）【概要版】」に記載されております，URL にアクセスして公開設定をしていただく必要があります。
（2）ログインするにはID が必要となります。ID はシステムから与えられたアルファベットと数字を組み合わせた 10 桁で構成されており，（1）の「通訳案内士登録情報検索サービスの使い方」に記載してありますので，紛失しないようにお願いいたします。

③ これらの手続きをしない限り，一切の情報は公開されません。

## Q． 1 全員の登録情報が公開されることになるのですか？

A． 1 公開される情報は希望者のみとなります。また，どの情報を公開するかについても本人が選択出来ます。（例：「氏名•業務実績は公開，住所•電話番号は非公開」など。）

## Q． 2 公開を希望するとすぐに情報公開されるのですか？

A． 2 公開を希望される方には，通訳案内士専用ホームページにアクセスし，ご自分で都道府県等 に登録されている情報以外の情報（自己 PR・ガイド経歴など）を入力していただき，どの情報を公開するかを選択して，システム上で申請していただいて初めて情報公開されますので，公開を希望されてもすぐに公開されるわけではございません。

## Q． 3 どのような情報が公開できるようになるのですか。

A． 3 都道府県等に登録されている基本情報のほか，付加情報として「電話番号，E－m ail」などが公開可能となります。

## ※ 付加情報は入カしたものがそのまま公開されますので，公開したくないものは入カしない でください。

## Q． 4 それらの項目全てを入カする必要があるのですか？

A． 4 基本情報以外は任意での入力となりますので，全ての情報を入力していただく必要はございま せん。なお，基本情報はシステム上にて変更することは出来ませんが，公開するかしないかについ ては変更していただくことが可能です。

## Q． 5 誰でも公開情報を見ることが出来るのですか？

A． 5 公開情報が見られるのは，観光庁に閲覧申請を出して承認された者のみとなります。
（観光庁に旅行業登録をしている旅行業者等）
また，「誰が・いつ・誰の情報を見たか」についてはシステムにて全て記録されます。

## Q． 6 情報公開をしたいのですが，E－mailアドレスを持つていません。どうしたらいいですか？ <br> A． 6 ご自分のE－mailアドレスを取得した上で申請していただく必要がございます。

## Q． 7 このサービスを使えば，住所変更等も自分で出来るようになるのですか？ <br> A． 7 通訳案内士法上，「氏名•住所•生年月日•登録番号•登録年月日•言語種別•代理人 の情報」については，登録されている都道府県に届け出る必要があるため，システム上で変更す ることは出来ません。（情報公開可否についてのみ変更可。）

## Q． 8 情報公開をやめたいのですが，どうすればいいですか。

A． 8 専用ホームページからログインしていただき，情報公開設定のチェックを外していただければ，その項目は非公開になります。（全項目を非公開にすれば，公開リストから削除されます。）

